

令和7年度 就学支援金等（国の制度）の申請手続きのお知らせ

（東京都内の私立高等学校等に通う生徒向け）

- 国の就学支援金等は、高等学校等に通われる生徒や保護者の方の授業料負担を軽減するための返済不要の授業料支援の制度です。
- 令和7年度は、授業料支援の対象が広がり、高等学校等就学支援金の所得審査結果に応じて、高等学校等就学支援金又は高校生等臨時支援金が支給されます。
- 支援を希望する場合は、「e-Shien（就学支援金オンライン申請システム）」により毎年度申請が必要です。
- 生徒と保護者が都内にお住まいの方は、「私立高等学校等授業料軽減助成金（都の制度）」に別途申請することで、上限額（最大49万円）まで受給できます。

区分 ※1	算定基準額 ※2	世帯年収目安※3 ①所得のある保護者が1人 ②所得のある保護者が2人	授業料の負担軽減（年490,000円※4まで）	
A	304,200円以上	①約910万円以上 ②約1,090万円以上	国の就学支援金等 【全日制・定時制・通信制(学年制)】 年額118,800円（月額9,900円） 【通信制(単位制)】1単位4,812円	都の授業料軽減助成金 【全日制・定時制】年額371,200円 【通信制】年額157,200円
B	154,500円以上 304,200円未満	①約590万円以上約910万円未満 ②約740万円以上約1,090万円未満		
C	154,500円未満	①約590万円未満 ②約740万円未満	【全日制・定時制】年額396,000円（月額33,000円） 【通信制(学年制)】年額297,000円（月額24,750円） 【通信制(単位制)】1単位12,030円	【全日制・定時制】 年額94,000円

※1 A区分に該当する方は、就学支援金の審査で不認定となることをもって高校生等臨時支援金の支給対象となります。そのため、A区分の方も就学支援金の申請が必要です。

※2 就学支援金の算定基準額の計算式は以下のとおりです。

算定基準額＝区市町村民税の課税標準額 × 6 % - 区市町村民税の調整控除の額＊
 （＊政令指定都市の場合は調整控除の額に3／4を乗じる）

4月～6月の判定には、令和6年度の課税標準額等を使用し、7月～3月の判定には、令和7年度の課税標準額等を使用します。なお、区市町村民税の課税標準額及び調整控除の額は、次の書類等で、確認することができます。

- マイナンバーカードを使用しマイナポータル（政府運営のオンラインサービス）で確認
- 5月以降に勤務先等から配付される住民税の特別徴収税額決定通知書等
- お住まいの区市町村から発行される（非）課税証明書

※3 年収はあくまで目安であり、実際は上記の算定基準額に基づき審査を行います。

※4 在学校の授業料（減免のある場合は、減免後の額）が上限となります。

1 申請時期

令和7年7月1日（火曜日）～

※申請期限については、在学校の指示に従ってください。

※申請方法等の詳細につきましては、裏面に記載がございます。



裏面もご確認ください

2 申請方法

申請者

- ①東京都ホームページにて、該当する
「申請者向け利用マニュアル」を取得



東京都ホームページ

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogoshu/seido/highschool/0000000076/000000639>

- ②e-Shienにログインし、①で取得した
マニュアルを参照の上、申請を実施



e-Shienログインページ

<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

※1年生は、上記手続きを2回（1回目：7月、2回目：1回目審査確定後）実施いただきます。

- 申請は、e-Shienによるオンライン申請となります。
e-Shienの操作方法等の申請の手引きは、東京都ホームページに掲載しています。
昨年度までに就学支援金が認定となった履歴があるかどうかで、申請手続きが異なりますので、
上記の二次元コードまたはURLより「申請者向け利用マニュアル」を必ずご確認ください。
- e-Shienによる申請時には、ログインIDが必要となります。
在学から「ログインID通知書」を受け取り、上記の二次元コードまたはURLからe-Shienに
ログインして申請してください（スマートフォンでの申請が便利です）。
- 原則として1年生は2回、2・3年生は1回の申請が必要です。
ただし、2・3年生でB・C区分に該当する方のうち、令和7年4月～6月の認定を受けて
いない方は、2回申請が必要となるため、その旨を在学にお申し出ください。

生徒と保護者が都内にお住まいの方は、申請方法にご注意ください！

※ 対象となる私立学校は就学支援金等とは異なります。

「私立高等学校等授業料軽減助成金（都の制度）」の申請は、
e-Shienからは行うことができません。

下記の二次元コードまたはURLより、（公財）東京都私学財団の
ホームページにアクセスいただき、お申込みください。

申請手続きについては、別途配布している右のイラストが
表紙のお知らせをご覧ください。

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html



（公財）東京都私学財団ホームページ



3 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当

☎03-6743-5011 平日 午前9:15～午後5:00

※7/1（火）～31（木）の期間は、午後8時まで受付時間を延長し、土曜日でも電話受付を行います。